

賃貸借契約解約通知書

年 月 日

(貸主)

(借主氏名)

印

下記物件について賃貸借契約書の条項に基づき解除を申し入れます。
尚、公共料金等の精算の上家財一切の搬出を終了し、鍵と建物占有権放棄を下記記載の明渡日までにを行います。
万一、明渡しの遅延する事があれば理由の如何を問わず所有者の指示通りに行い、鍵の返還後に本物件内に残置した物品が存在した場合はその所有権を放棄したものとし、賃貸人により搬出、処分されても一切異議申し立ては行わないこととします。なお、搬出、処分にかかる費用はお支払い致します。
又、上記事項により発生した損害は賠償致します。

(1) 解約申込物件			
物 件 名		部 屋 番 号	
所 在 地			
契 約 者 氏 名			
解 約 日	年 月 日 までの賃料等のお支払を御約束いたします。		
明 渡 日	* 明渡当日は当社担当又は、協力業者が立会い鍵の返却を受けます。 * 全ての荷物を搬出後の立会いが確実に可能な日時をご記入ください。 年 月 日 午前・午後 時 分 に部屋を明渡します。		
解 約 事 由	帰郷・自宅購入・転勤・卒業・その他 ()		

(2) 精算金振込み口座			
ゆうちょ銀行 以外の銀行	銀行・信用金庫・信用組合		支店・出張所
	普通 ・ 当座	口座番号	
ゆうちょ銀行	記号	番号	
(フリガナ)			
口 座 名 義			

(3) 転居先ご住所 (精算書送付先)	
住 所	〒 ※建物名称も忘れずご記入ください。
送 付 先 氏 名	※上記記載の契約者名と違う場合に記入。
電 話 番 号	()

解約時の注意事項

- ① 退去立会日までに公共料金の精算、新聞・電話等の停止手続きをお願い致します。
公共料金等未精算分がありますと敷金の返却が遅れる原因となります。
- ② 荷物やゴミ等残置物がある場合はその処分費用を請求させていただくことになりますのでご注意ください。
- ③ 時間指定のできないお引越し便をご利用の方は、お引越し当日の立会いはお受けできません。
- ④ お客様のご都合により当日の日時変更および当書面に記載の明渡し日時が急遽変更になった場合、当日の立会いはご対応できません。その際には、退去立会いの再訪問料として、金8,800円（本体価格8,000円）を申し受けます。
ご不明な点はお問合せください。